



第2回 災害ボランティアセンター 運営支援者研修

日時：令和2年12月22日（火）、23日（水）

会場：長野県社会福祉総合センター

主催：長野県社会福祉協議会、長野県内社協職員連絡協議会

プログラム

1日目

時間	内容
9:30~ 10:00	受付・事務連絡
10:00~ 16:00	【話題提供・協議】 「災害VC、被災者支援のこれまでとこれから」 これまでの災害VC、被災者支援はどんな歩みをしてきたのか、 歴史を紐解き、今後、どんな協働型災害VCをイメージ、目指 していくのかを考えます。
12:00~ 13:00	休憩

2日目

時間	内容
10:00~ 12:00	【演習】 「災害における支援の在り方、見立てのポイントについて」 発災後必要不可欠な見立て。支援者としてなにを見立てなければ ならないのか。そして、被害ごと、どのような支援の道筋を 描けばよいのかを考えます。
12:00~ 13:00	休憩
13:00~ 16:00	【演習】 「家の構造や専門知識を知ろう」 重機や家屋に関する専門技術を使い意味を考えるとともに、支 援していくうえ最低限ひつようとなる専門的な知識を学びま す。また、具体的な実践例や道具を知ることによって、支援の 幅を広げます。

研修オンライン参加者 ルール

ルールを守れない場合は退出していただく場合もありますので、ご承知おきください。

○名前の変更

「氏名 所属組織」(例:小林 長野県社協) という風に変更をお願いします。

複数名で1台のデバイスから参加の場合は、
「所属組織 氏名」(例:長野県社協 小林) としてください。

参加者の一覧のご自身にカーソルを合わせ、右上「…」で名前の変更をしてください。
もしくは画面下部「参加者」をクリック、タップしていただき、ご自身のお名前をクリックし、お名前をご案内の通りに変更してください。

○「音声なし(ミュート)」

画面下部、左端にマイクマークがあります。「ミュート」になっていることを確認してください。発言の時は、クリックして「ミュート解除」に変更してから発言してください。ビデオはONでご参加ください。

○チャット (文字によるメッセージの送受信)

画面下部中央あたりの「チャット」をクリックすると、チャット欄が表示されます。画面最下部に入力欄がありますので、文字を入力し「Enter」を押すと、メッセージが送れます。事務局への連絡、講師への質問等は、チャットへ入力してください。

○画面共有

ブレイクアウトルーム(グループ討議)中は、画面共有機能を使用することができます。

○録音・録画

研修全般に渡り、録音・録画はご遠慮ください。

○名簿について

名簿に星印がついている方がいらっしゃいますが、星印がついている方はグループ討議の際は司会進行をお願いいたします。

No	Gr	司会	所属	参加者名	参加会場	備考
1	1		千曲市社会福祉協議会	赤沼 一仁	長野 (オンライン参加)	
2	1		千曲市社会福祉協議会	堀内 広正	長野 (オンライン参加)	
3	1		上田市社会福祉協議会	菅原 翔	長野 (オンライン参加)	
4	1		諏訪市社会福祉協議会	北原 謙志郎	長野 (オンライン参加)	
5	1	☆	中野市社会福祉協議会	神田 秀一	長野 (オンライン参加)	
6	1		中野市社会福祉協議会	渋川 温美	長野 (オンライン参加)	
7	1		生坂村社会福祉協議会	宮川 頌啓	長野 (オンライン参加)	
8	2		塩尻市社会福祉協議会	沓掛 未奈	長野 (オンライン参加)	
9	2	☆	佐久穂町社会福祉協議会	佐々木 史也	長野 (オンライン参加)	
10	2		佐久市社会福祉協議会	宮坂 路敏	長野 (オンライン参加)	
11	2		佐久市社会福祉協議会	倉根 真	長野 (オンライン参加)	
12	2		シニア大学専門コース受講予定者	黒岩 長弘	長野 (オンライン参加)	
13	2		小布施町社会福祉協議会	酒井 めぐみ	長野 (オンライン参加)	
14	2		小布施町社会福祉協議会	内山 一実	長野 (オンライン参加)	
15	3		立科町社会福祉協議会	久保井 康	長野 (オンライン参加)	
16	3		長野市社会福祉協議会	齋藤 伶耶	長野 (オンライン参加)	
17	3		坂城町社会福祉協議会	山田 篤紀	長野 (オンライン参加)	
18	3		長野県生活協同組合連合会	中谷 隆秀	長野 (オンライン参加)	2日目のみ
19	3	☆	箕輪町社会福祉協議会	緑川 潤也	長野 (オンライン参加)	
20	3		長野県NPOセンター	新井 岳	長野 (オンライン参加)	
21	3		池田町社会福祉協議会	草間 ひとみ	長野 (オンライン参加)	
22	4		大町市平花見地区はなみフラワーズ	原田 明廣	長野 (オンライン参加)	
23	4		飯山市社会福祉協議会	荒井 翔	長野 (オンライン参加)	
24	4		茅野市社会福祉協議会	原山 剛	長野 (オンライン参加)	
25	4		茅野市社会福祉協議会	小林 宣義	長野 (オンライン参加)	
26	4		茅野市社会福祉協議会	鈴木 敦子	長野 (オンライン参加)	
27	4		御代田町社会福祉協議会	小山 岳夫	長野 (オンライン参加)	2日目のみ
28	4	☆	御代田町社会福祉協議会	山田 翔太	長野 (オンライン参加)	
29	5		信濃町社会福祉協議会	高橋 雪那	長野 (会場参加)	
30	5		須坂市社会福祉協議会	勝山 祥典	長野 (会場参加)	
31	5	☆	小諸市社会福祉協議会	鷹野 聡史	長野 (会場参加)	
32	5		長野市社会福祉協議会	大日方 友美	長野 (会場参加)	
33	5		ボーイスカウト長野県連盟	石坂 滋章	長野 (会場参加)	
34	6		須坂市社会福祉協議会	山岸 敦子	長野 (会場参加)	
35	6	☆	長野市社会福祉協議会	宮尾 大輔	長野 (会場参加)	
36	6		Hope Apple(穂保被災者支援チーム)	太田 秋夫	長野 (会場参加)	
38	6		小谷村社会福祉協議会	上川 美穂	長野 (会場参加)	
39	7	☆	須坂市社会福祉協議会	須山 範一	長野 (会場参加)	
40	7		東御市社会福祉協議会	小野 紘章	長野 (会場参加)	1日目のみ
41	7		長野市社会福祉協議会	小林 悟	長野 (会場参加)	
42	7		SVTS風組	新保 洋子	長野 (会場参加)	
43	7		小谷村社会福祉協議会	齋藤 郁美	長野 (会場参加)	

講師プロフィール



黒澤 司

公益財団法人日本財団災害支援チームアドバイザー

1989年に日本財団に入職し、福祉、伝統文化、環境保全などの公益法人・NPO団体・ボランティア団体の立ち上げや活動を支援。1995年に起きた阪神・淡路大震災をきっかけに、災害現場の第一線で復興支援に取り組む。2008年に一度日本財団を退職するも、2011年の東日本大震災から復職。技術系災害ボランティアネットワーク「DRT-JAPAN」主宰、NPO法人国際ボランティア学生協（IVUS A）特別顧問なども務める。

吉村 誠司 一般社団法人OPENJAPAN 理事

災害救援NGOヒューマンシールド神戸代表（カメラガイド、長野県森林整備技術者、元立教大学非常勤講師、消防団員、趣味：下手な手品、雪かき）三重県生れ。聖パウロ学園高、日本ルーテル学院大卒業。在学中ワークキャンプ・交流国際NGOを発足、18ヶ国を自転車等で一人旅しインドで荷物を失い人生が変わる。阪神淡路大震災では、様々な活動を展開。2000年カンボジア対地雷撤去支援活動開始、03年反戦活動でイラク入り、バスマラ近郊や病院で湾岸戦争で使用された劣化ウラン弾被害の現状調査し医療支援、その後、各被災地で初動救援、復旧・復興に関わる活動をする。
座右の銘「義を見てせざるは、勇なきなり」
尊敬する人「ポール・ラッシュ師」



前原 土武 災害NGO結代表

1978年沖縄県生まれ。美容師、アウトドア添乗員を経て、東日本大震災をきっかけに現職。発災後24時間以内に災害地に駆けつけ、被害の概況の発信や今後必要とされる支援を見立て、復旧・復興期まで幅広く支援調整業務を行う。団体名である「結」は、出身地沖縄の「ユイマール」（共同作業の習わし）と、自然災害で被害に遭われ困っている方々と、それをサポートしたい方々を少しでも早く繋げる事で未来の笑顔に結び付いてほしいという想いが込められている。

石井 布紀子

特定非営利活動法人さくらネット代表理事

1995年に発生した阪神淡路大震災の際に被災し、被災地での要援護者支援などに関わり始める。平成17年(2005年)から、赤い羽根・中央共同募金会が設置する「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)」共同事務局として、災害被災地を支援する広域支援ネットワークの活動を担っており、多数の被災地での支援を行う。昨年(令和元年)の東日本台風では、長野県支援を担当、現在、長野県社会福祉協議会防災福祉アドバイザーとして復興支援や災害時要配慮者支援に取り組んでいる。NPO法人さくらネット代表理事、一般社団法人子どものエンパワメントいわて理事。1.17未来賞「ぼうさい甲子園」事務局。



三者連携ネットワークのフロンティア

<三者連携をめぐる潮流>

令和元年5月

災害支援の文化を創造する
JV○AD

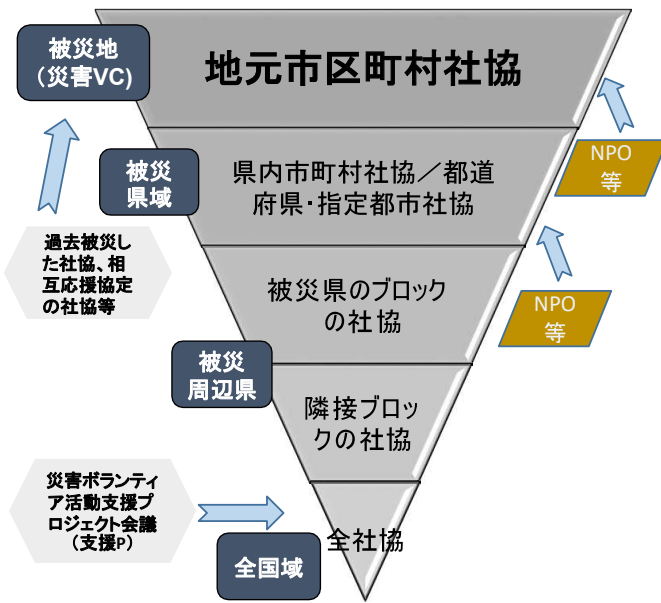


1

防災ボランティアに関する近年の動き

<主な災害とボランティア活動> (発生年) (名称) (延べ参加人数)			<ボランティアの潮流>	<政府の対応>
平成7年	阪神・淡路大震災	約137.7万人	☆ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる(ボランティア元年) ★多数のボランティアが入り、大混乱	■ 災対法改正(H7年) 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨明記
平成9年	ナホトカ号海難事故	約27万人		
平成16年	台風23号	約5.6万人		
平成16年	新潟県中越地震	約9.5万人	☆社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営を担うことが主流になる	■ 防災ボランティア活動検討会 H16年から内閣府にて開始
平成19年	能登半島地震	約1.5万人		
平成19年	新潟県中越沖地震	約1.5万人		
平成21年	台風9号	約2.2万人		
平成23年	東日本大震災	約150万人	☆NPO、NGO、企業等がボランティア活動(災害VOを通らないボランティアが約400万人) ☆専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応 ★ネットワーク化が課題に	■ 災対法改正(H25年) 『行政がボランティアとの連携に努める』旨明記 防災基本計画も改正
平成26年	広島豪雨災害	約4.3万人		
平成27年	関東・東北豪雨災害	約4.7万人	★NPOボランティアの活動を調整する「 中間支援組織 」の必要性が注目	
平成28年	熊本地震	約11.8万人	☆行政・NPO・ボランティアの 三者連携 による「 情報共有会議 」が機能(火の国会議) ☆中間支援組織JV○ADが設立	
平成29年	九州北部豪雨	約6万人	☆被災地で情報共有会議が機能	■「ガイドブック～三者連携を目指して」(H30年4月)
平成30年	平成30年7月豪雨	約26.3万人	☆県別・全国で情報共有会議が機能	■ 防災基本計画改定(H30年) 「中間支援組織を含めた連携体制の構築を図る」旨明記
平成30年	北海道胆振東部地震	約1.1万人		

なぜ社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営してきたのか



●地域を基礎に活動を展開

- 日常的に住民と接している（地縁組織と顔の見える関係がある）
- センター閉所後は、社協の本来的機能として、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる（生活支援相談員による支援など）

●地域福祉を推進する団体としての機能・事業

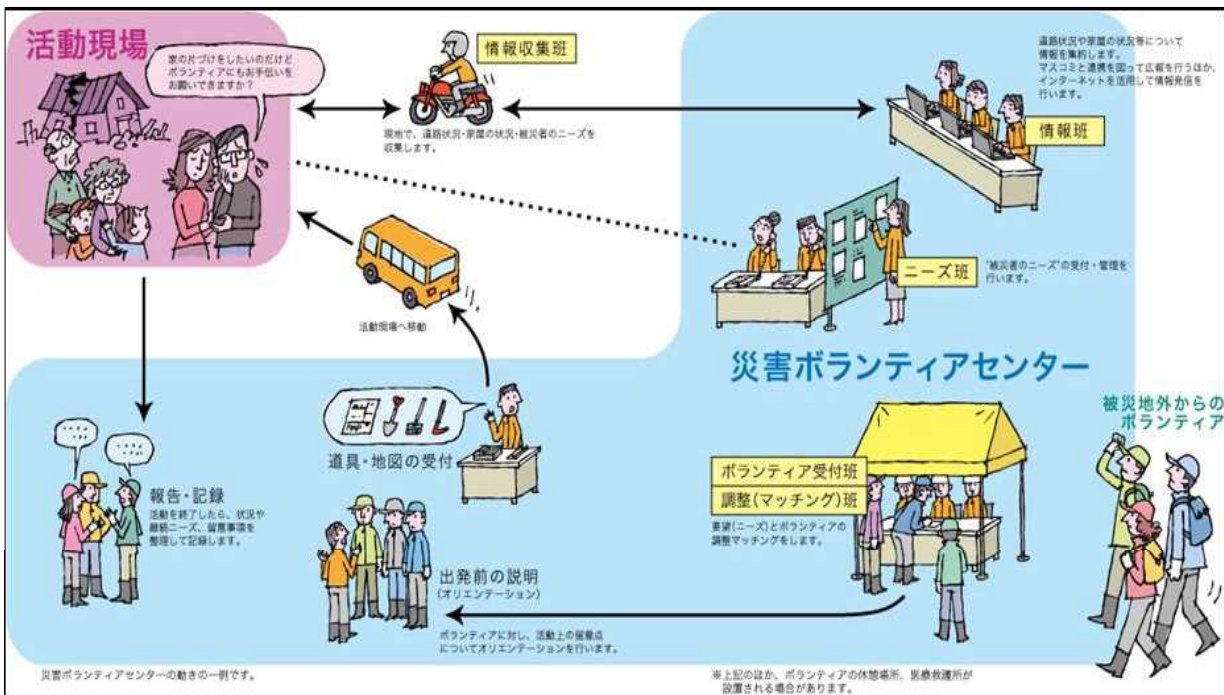
- ほとんどの社協は平常時から「ボランティアセンター」という機能を有する
- 福祉の相談機関・福祉サービス事業者として要援護者を把握している
- もともと使命として、地域の生活課題を把握し、解決する機能を有している
- 行政や幅広い機関・団体とも関係を構築している
- 民間としての機動力がある

●全国的なネットワークを有する組織

- すべての自治体に存在する
- 全国的なネットワークを有している 等

災害ボランティアセンターで行われていること

災害ボランティアセンター運営の3原則 「被災者中心」「地元主体」「協働」



ボランティア活動を正しく理解するのに欠かせないポイント

- ・「社会的包摂・社会参加促進」
- ・「自主性・自発性・主体性」
- ・「無償制・互酬性」



支援Pとは

支援Pは、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の略称。

企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織。

2004年の新潟中越地震の後、2005年1月より中央共同募金会に設置された。

平常時には、災害支援に関わる調査研究、人材育成や啓発活動を行うとともに、災害時には多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援にあたる。

被災地支援では、人材・物資・資金・ITなど多くの社会資源が有機的かつ有効に活かされることが大切。

支援Pでは被災者の声に耳を傾けながら被災者中心・地元主体の支援となるよう、ネットワークを最大限生かして支援にあたっている。

◆「ひと」:

現地災害ボランティアセンター、社協の支援のための運営支援者を派遣(支援Pの委員の他、全社協の講師陣・研修修了生の中から協力を得て実施)。災害ボランティアセンター運営の助言、情報発信支援等を実施している。

◆「もの」:

災害ボランティアセンターの運営に必要な備品・資機材・ボランティア活動に必要な資機材の迅速な提供を行う。

提供にあたっては購入の他、経団連1%クラブや個別企業との連携により、企業からの寄付を募って実施(調整を支援プロジェクトが行い、現地の負担を減らす)。また、経団連1%クラブ会員企業への協力要請を通じ寄せられた物資をパック化し(うるうるパック)、現地災害ボランティアセンターを通じて、被災者に直接手渡される。

◆「資金」:

1%クラブが会員企業に呼びかけ、ボランティアセンター支援(運営支援者経費等)、中長期的な被災地主体の復興プロジェクト経費等への助成のため、企業の寄付や社員募金の受け入れを実施。

その他、企業人ボランティアを被災地での活動につなぐプログラム、社協とNPOの協働事業プログラム、被災地で支援活動を行う団体への助成プログラム等も実施している。




災害対策基本法の改正(ボランティアの位置づけ)

第8条2項 <第13号が平成7年の改正により追加>

国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

13 自主防災組織の育成、**ボランティアによる防災活動の環境の整備**、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

内閣府における防災ボランティアに関する取組（平成16年～）

<p style="text-align: center;">ボランティア（支援側）に対する働きかけ</p> <p>○防災ボランティアの「お作法」集(平成17年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部支援者だけで意思決定するのは止める、自分の世話は自分で行い被災地に迷惑をかけない等の最低限のマナーのまとめ <p>○防災ボランティア活動の情報・ヒント集(平成17年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの設置運営ノウハウ ボランティアの安全衛生の確保 業務範囲のあり方 各種届出様式 等 <p>○寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生に関する情報・ヒント集(平成19年)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>防災ボランティア「お作法」集</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>防災ボランティア活動の情報・ヒント集</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>寒冷環境下における～情報・ヒント集</p>  </div> </div>	<p style="text-align: center;">地方公共団体等受入れ側(受援側)に対する働きかけ</p> <p>地域の「受援力」を高めるために(平成22年)</p> <p>ボランティアを受け入れる立場の地方公共団体等に、防災ボランティア活動とはどのようなものか、ボランティアを地域で受け入れるための知恵などについて記載。</p>  <p style="text-align: center;">受援側・支援側双方に対する働きかけ</p> <p>防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて(平成23年)</p> <p>地域で防災ボランティア活動にかかわる防災ボランティア活動団体、行政等の「広域連携」の検討を進めていくためのポイント集。</p> 
--	---

東日本大震災・初動期の課題

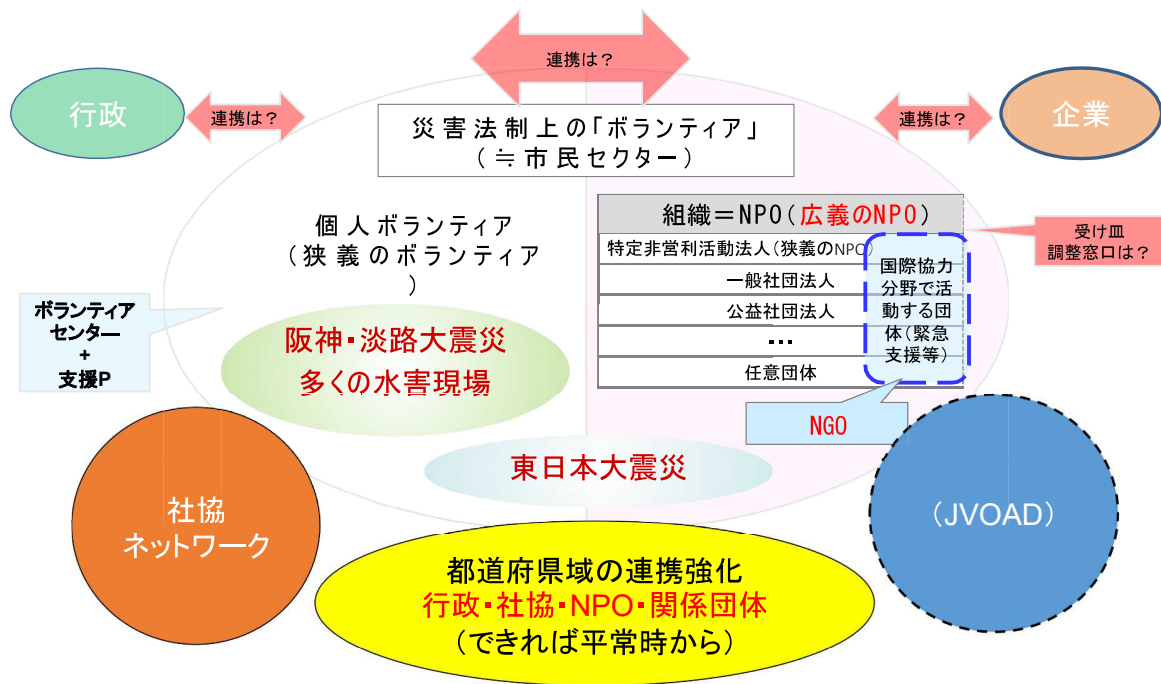
- ・ 市民セクターによる支援活動が「ばらばら」
- ・ 国や被災県との関係が「その場凌ぎ」
- ・ 企業との連携は「濃淡が顕著、その場限り」
- ・ 社協ボラセンは「パンク状態」



全体を俯瞰したコーディネート機能が不足

セクター間の連携を充実させ、多様性を認め合いながら、支援の「漏れ・抜け・落ち・ムラ」をなくす！

東日本大震災時のボランティア、NPO/NGO



9

災害対策基本法の改正 (ボランティアの位置づけ)

第5条の3 <平成25年の改正により追加>

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、**ボランティアとの連携**に努めなければならない。

防災基本計画の改正（ボランティアの位置づけ）

第2編 各災害に共通する対策編

最終改定：令和元年5月

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

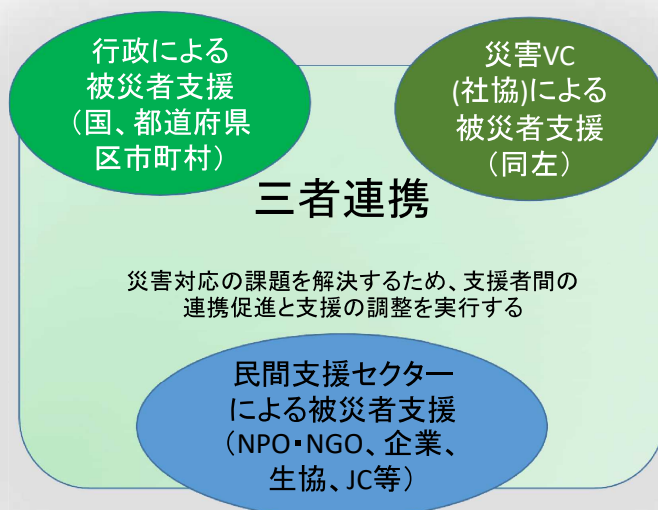
- 国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- 地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

11

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）の設立

～多様なセクターが連携し、支援の漏れ・抜け・落ち・ムラをなくす～

2016年10月NPO法人化認証（東京都）
代表理事・栗田暢之／事務局長・明城徹也



■正会員団体（23団体）

カリタスジャパン／救世軍／クロスオーバーラボ／国際協力NGOセンター／**ジャパン・プラットフォーム**／情報支援レスキュー隊／**震災がつなぐ全国ネットワーク**／真如苑救援ボランティア／**全国社会福祉協議会**／チーム中越／中央共同募金会／東京災害ボランティアネットワーク／難民を助ける会／**日本NPOセンター**／**日本生活協同組合連合会**／**日本青年会議所**／日本赤十字社／**日本YMCA同盟**／パーソナルサポートセンター／ピースボート災害ボランティアセンター／東日本大震災支援全国ネットワーク／福祉防災コミュニティ協会／レスキューストックヤード
※赤字は理事団体

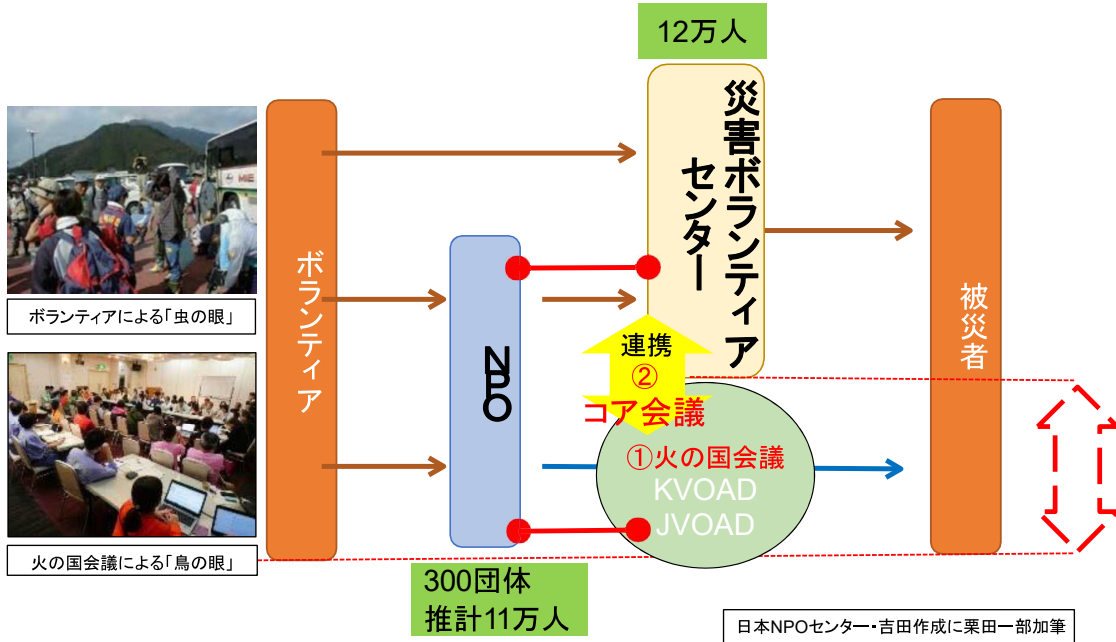
■設立パートナー

武田薬品工業株式会社

12

熊本地震における情報共有会議

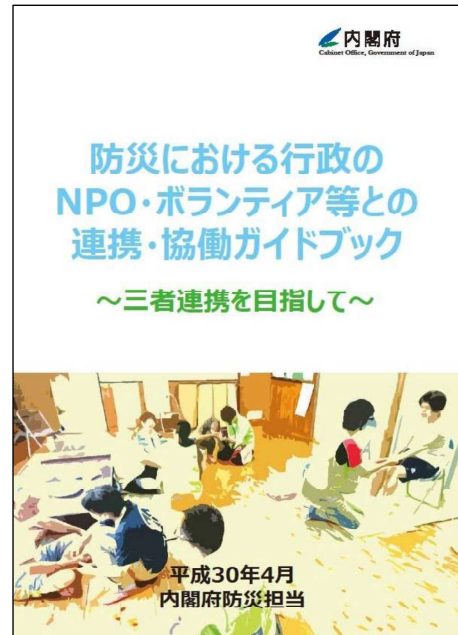
- ① 「火の国会議」: 約300のNPO団体による情報交換・調整
- ② 「情報共有会議(コア会議)」: 熊本県・熊本市・熊本県社協・市社協・NPOによる情報交換・調整



防災における行政のNPO・ボランティア等との

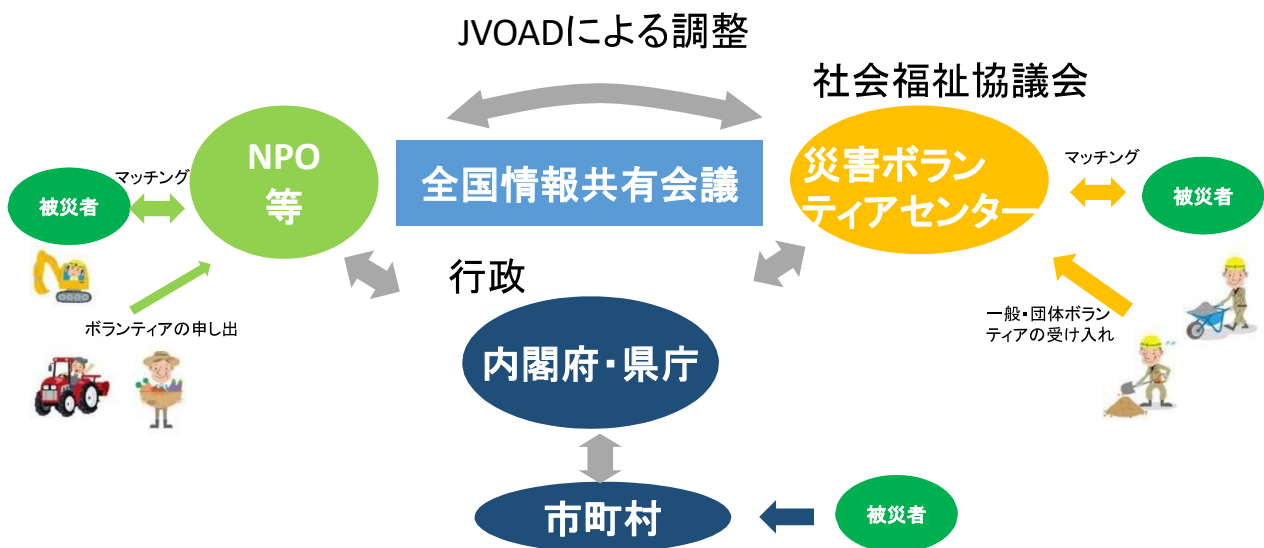
連携・協働ガイドブック ～三者連携を目指して～（概要）

- **被災者支援は行政の責務**だが、民間の多様な主体による支援も必要。このため、自治体は、他自治体からの応援受入れのほか、災害ボランティアセンター（VC）やNPO・ボランティア、企業・経済団体、協同組合、中間支援組織等の**多様な主体との連携・協働**が必要。
- 特に、被災者支援活動や海外での難民支援活動等の専門性を有する**NPO・ボランティア等**や、物資・資金・技術・人員など独自の強みを活かした支援活動を行うことの出来る**企業・経済団体**との連携は非常に有効。
- 災害VCでの調整を経ず独自に活動する支援団体など、近年多様化しており、「行政」「災害VC（社協）」「NPO等多様な主体とそれを支える中間支援組織」による「**三者連携**」が重要。
- 効果的な支援実施のため、地元NPO等との連携や、中間支援組織による**情報共有会議の開催**等が有効。このため、コーディネーションに長けた**中間支援組織との連携**必要。

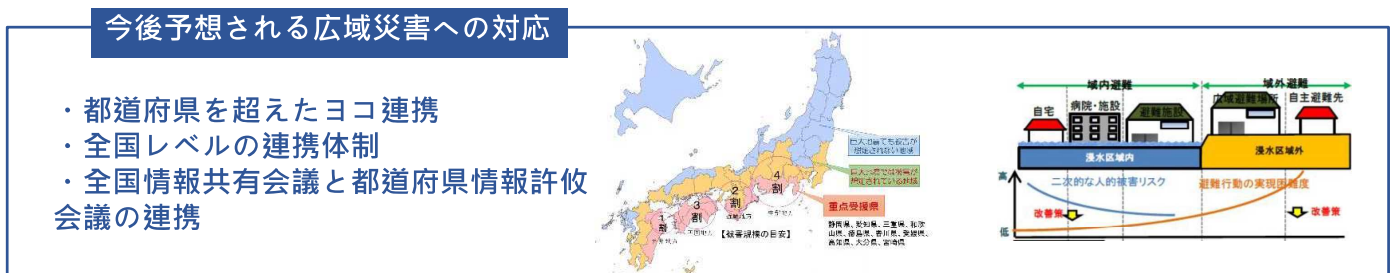
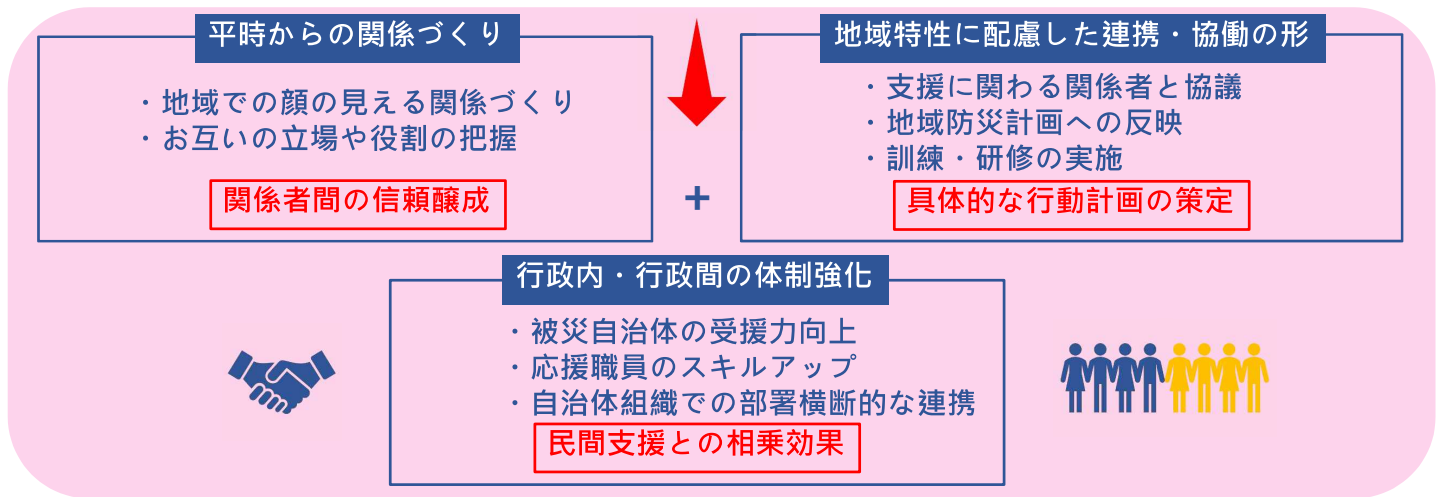


（平成30年4月公表）

行政・ボランティア・NPOによる三者連携の姿（平成30年7月豪雨）



三者連携に向けた平時からの取り組み



災害が起きたときに ～状況の把握～

被害地域の状況①

どういった被害か？
どれだけの範囲？
土砂の量。障害物の種類。



被害地域の状況②



広範囲に細かな土砂

被災（倒壊・一部損壊）の割合
家屋の大きさ、土砂の質



倒壊家屋が多数



被害家屋の状況

家屋内の状態
浸水の高さ、土砂の流入
復旧作業の内容と作業量



土砂の量

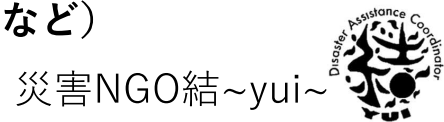


浸水の高さ



作業量

作業に必要なリソースの確認
資機材、人数、車両
インフラ（電気、水、トイレなど）



地震被害



Disaster Assistance Coordination
災害NGO結~yui~

避難生活の環境

避難生活の環境状況
避難所の環境、インフラ
在宅、車中泊など



避難所の密集感



在宅避難

災害NGO結~yui~



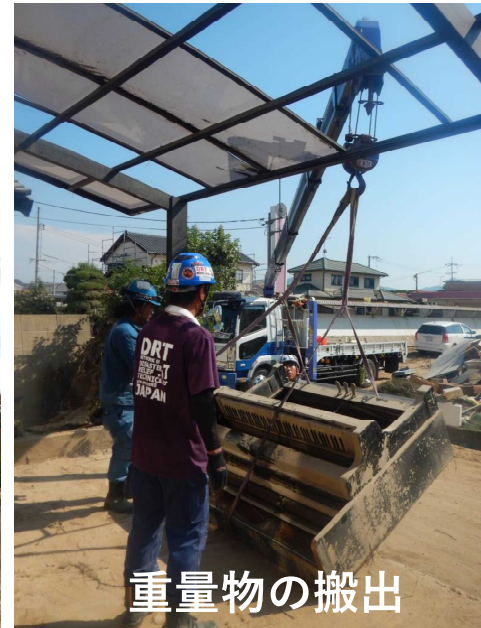
水害被害（重機支援）



土砂の搬出



廃棄物撤去



重量物の搬出



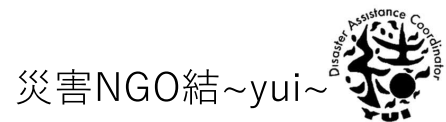
水害被害（技術支援）



大工系（天井、壁、床はがし）



資機材（水中ポンプ・ダクトファン）



地震（技術支援）



貴重品などの取り出し

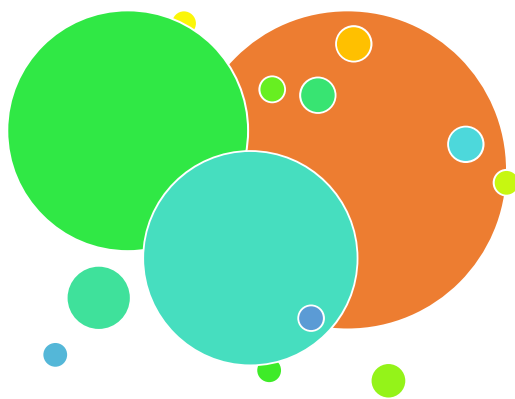


ブルーシート張り





水害からの家屋復旧



水害編

復旧ロードマップ

罹災証明申請
火災保険確認・請求

被災後の復旧についての大きな目安です。ご参照ください。

生活
について

**罹災証明
保険**

生活再建計画

保険金・支援金・減免制度 など
資金計画 (借入/自己資金) 家計の見直し など

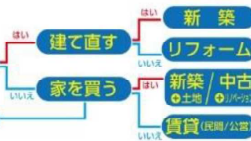
RCS リカバリー
チェックシート

住んでいた所に戻る

元の場所に住民

どこに住む

学区なども考慮に入れ考えます



家屋
について

写真記録

家財搬出 写真や大切なものの保護
災害廃棄物搬出 など

家屋処置

リフォームする場合は

新たな生活へ

新築
新たに家を建て直し住みます。

リフォーム
家を修繕して再び住みます。

住み替え
引っ越して別の住居に住みます。

「公費解体」制度について
特別措置により、家屋の解体を公費で行うことができる制度。自治体や災害規模により内容も変わってきます。

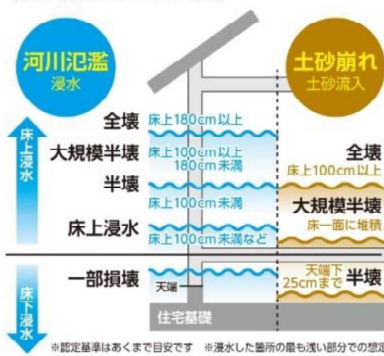
写真を撮る

家屋=4方向 家財=各部屋
罹災証明・保険手続に必要



被害認定の目安

木造戸建住宅の場合



家屋処置の手順

被害ある場所を

- 取りはがす
- 清掃・洗浄
- 乾燥
- 消毒

取りはがす際には
天井▶壁▶床▶泥出し▶廃棄 の順に
※すべてのケースで有効とは限りません
被災状況に応じて考える必要があります

発行: 災害支援
ネットワーク
おかやま
被災家屋支援チーム



被災後の家屋処置 必要なこと その1

① 写真記録

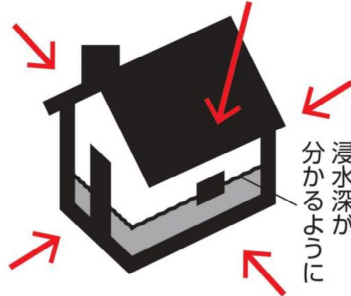
片付けを始める前に！
被害状況の **写真を撮る**



カメラ・スマホ等

家屋 = 4方向
家財 = 各部屋

室内の状況や
家電等も撮る



浸水深が
分かるように

4方向から写真を撮る

保険・補償の手続きに必要です

どんな風に撮る？

基準になるものと
共に撮る



人が
立つ

メジャー
を当てる

目盛りが分かるように



各部屋
撮影

室内は各部屋撮影



家電類も (念のため製造番号も)

被災後の家屋処置 必要なこと その2

② 家財道具 仕分け・搬出

濡れてしまった家財を整理し、分別します。
思い出の品・大切な物・必要な物は冷静に選別し、なるべく取っておきましょう。
捨ててしまうと取り返しのつかない物もあります。

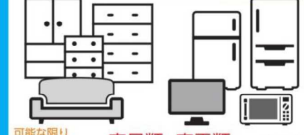
仕分け

冷静に
残すべき物は分ける
片付けを始める必要はありません



搬出

処分する物は
災害廃棄物として廃棄



可能な限り
分別を
なるべく種類別に
分別・集約

- 分別例**
- 可燃物 (プラスチック・衣類 等)
 - ガラス・陶磁器くず
 - 粗大ゴミ (家具類・布団類 等)
 - 家電類 (冷蔵庫・洗濯機・テレビ 等)
 - 石膏ボード・スレート板
 - 瓦
 - 金属くず
 - 畳
 - 木くず

災害ボランティアセンター等に依頼
冷蔵庫の中の食品は全て出す
ガスボンベ・薬品など危険物は除外する



被災後の家屋処置 必要なこと その3

③ 天井・壁・床はがし 泥出し・廃棄

内閣府「防災情報のページ」
住宅の応急処置PDF



濡れた家屋をそのままにすると、カビが発生し、家が傷んでゆきます。その後、必要になってくる処置です。専門家に相談しましょう。

一般的な木造家屋の場合 耐力壁の家は壁を取り外してはいけません。

天井 上からの作業が基本です。家の構造により処置法は異なります。浸水痕より上層20cmくらいまで壁材を除去。壁の表面が乾いていても内側の石膏ボードや断熱材が水を含んでいる場合があります。湿りにカビが繁殖している場合、湿った断熱材は取り外しよく乾燥させます。

壁 濡れた壁材・断熱材を除去。断熱材 水を含みカビの温床に濡れた断熱材を除去します。

床 泥を除去し乾燥を。送風機で強制乾燥させる方も。乾燥がとても大切です。リフォームを予定している方は念入りに行ってください。困難な作業になります。災害ボランティアセンター・工務店などに処置の相談をしましょう。

家屋処置の手順：被災する場所を → 取りはがす → 清掃・洗浄 → 乾燥 → 消毒。日本書院の場合：買 → 筋交い。重要な買は取り外し厳禁です。

発行：災害支援ネットワークおやかま 被災家屋部会

この度の被害にあわれたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます 水害後の家屋への適切な対応

1. 床下を確認する(床はがし) 床下浸水でも必ず確認することをお勧めします

和室の場合

- 畳の下にある板をはがす。
- 板は無垢材なら洗浄して陰干しすれば再利用可能。
- どの部屋の何番目なのか「印」をつけてから外す。



★特に注意すること

- サッシや敷居の下に潜り込んでいる板は無理に外さない
- 一部切断する場合は、根太の中心で切ると再利用可能
- 根太は切らない、どうしても切る場合は、大引きの中心で切る

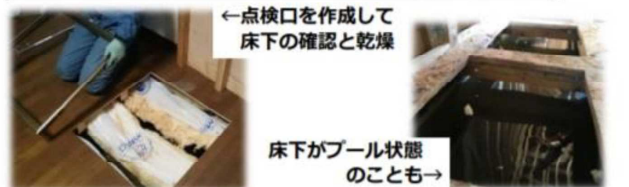
洋室の場合

- 床下収納、点検口を開ける。
- 床下に水や泥があれば除去。
- 点検口などが無い場合は、工務店などで作ってもらう。(相場は2~3万円)

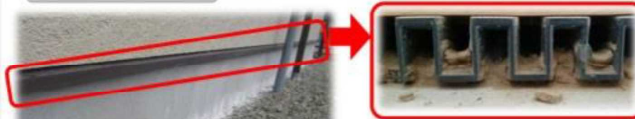


★特に注意すること

- 自分で点検口をつくる際は正方形(一辺60cm未満)に開ける。
- 貼り合わせのフローリングは、長持ちしない可能性が高い。
- もくって作業する場合は、換気に注意して必ず複数名で行う



ここも忘れずに！ 通風口の見えない基礎の確認



2. 壁材を撤去する 浸水ラインから20~30cm上まで撤去する

石膏ボードの場合

- カッター等で切れ目を入れて剥がす。
- 半分以上濡れていたら一枚分全部廃棄する。
- 濡れていないボードは残す。



土壁の場合

- 再度土壁にする際は、その土が利用できる。
- 小舞(内側の格子状の細い骨組み)は残す。
- 貫(45cm間隔ほどで組まれている骨組み)は基本残す。
- 石膏ボードにする場合は、小舞は撤去する。

断熱材の対応

- グラスウール(わた状のもの)は廃棄する。
- スタイロフォーム(スチロール板状のもの)は洗えば使える場合もあり。



3.消毒する まずは洗浄が重要。泥を落としましょう

有機物（泥など）が付着している状態での消毒は効果が下がります
家の構造物は泥を落として（洗い流して）から消毒します

主な消毒方法について （出典：厚労省「浸水した家屋の感染症対策」）

薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈して）使用するものがあります。
使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

- 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 対象物が、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、消毒用アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム <small>（家庭用塩素系漂白剤でも可）</small>	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う。 ②希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③よく乾燥させる。	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ①洗剤と水で洗う。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム <small>（逆性石けん）</small>	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法

消毒方法

- ★**噴霧する** （消毒用アルコール・ベンザルコニウム溶液）
噴霧器や霧吹きで吹き付ける。
→基礎や拭くことが困難な箇所
※次亜塩素酸ナトリウムは噴霧しないこと

- ★**拭く（雑巾などで）**
消毒薬を布に浸して固く絞り、木の部分、手が届く部分を拭く。



必ずマスク等の保護具を着用してください

4.乾燥させる 家の大敵は「湿気」です

洗浄、消毒のあとは、徹底的な乾燥が必要になります
乾燥には最低**1カ月以上かける**つもりで、十分に乾かします



【乾燥のポイント】

- ★晴れた日は窓を開けて、外の空気を取り込みましょう。
- ★床下の点検口などを開け、できるだけ外気を床下を送り込むようにしましょう。
- ★灯油は燃焼時に水分を発生するので使用は控えましょう。
- ★換気扇も活用しましょう。湿った空気が留まらないように、空気を動かすことが大切です

カビ対策・対応の方法

水害後にカビの発生しやすい場所

- ・カラーボックスなど、木材を圧縮してあるもの
- ・システムキッチン（特に壁に接している背面の壁側の板 ↓画像参照）
- ・合材板（ベニヤ板、コンパネ）
- ・石膏ボードの裏側
※これらは交換・廃棄をお勧めします
- ・水分（湿気）の多い場所
- ・風通しの悪い場所



カビの発生条件

温度・湿度・栄養（カビが繁殖しやすい成分）

カビ対策の極意 → **とにかく換気 とことん乾かす**

事務連絡

平成30年8月13日

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、
愛媛県、高知県、福岡県
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

平成30年7月豪雨に係る障害物の除去について

今般の平成30年7月豪雨において、障害物の除去が速やかに終了し、被災した方々が速やかに自宅で生活ができるようにする観点から以下の点につき御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

今次の災害においては、障害物の除去が広範囲に行われており、関係する事業者等が不足していることから、障害物の除去を実施するために、市町村が借り上げ、もしくは購入したシャベル等の器具、軽トラック等の障害物を搬送するための車両について、市町村の社会福祉協議会等を通じて、ボランティアに貸し出すことについては差し支えないものとする。

なお、障害物の除去の一環であることから、ボランティア支援を名目とした場合については、災害救助費の対象としないものであることに留意していただきたい。

【担当】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
鶴見、佐藤、堀田、榎原
TEL 03-3593-2849（直通）

災害救援活動におけるチェーンソー活用について

《チェーンソーを使用する活動の目的等》

- 一般ボランティアによる活動が安全に行えるようにサポート
- 一般ボランティアによる活動が無駄なく発揮できるようにサポート
- 支障木などの二次災害の防止
- 危険が予測される樹木の処理
- 地域住民の安全の確保
- 道路の啓開

《操作する人》

- 厚生労働省が定める資格保有者
- 経験豊富で確かな操作技術
- 機械の分解組立に精通した技術
- 操作技術の丁寧さと確実さ
- 土木や建築の知識と経験
- 安全に対する心構え
- 他のボランティアに対する気遣い

《服装等》

- チェーンソー専用の防護された服装
- 防護用チャプスの着用
- ヘルメットの着用
- ゴーグルと耳栓の装着
- ホイッスル
- 安全靴

《チェーンソーについて》

- 正しく整備されたチェーンソーを使用する
- ガイドバーは18インチサイズ以下が望ましい
- 始業点検とメンテナンス
- チェーンブレイキの動作確認
- 燃料等の正しい管理

《操作上の注意点》

- 作業にスピードは求めない
- 効率よりも安全を優先すること
- チェーンソーの作業範囲内に他のボランティアが立ち入らない
- 移動時にはカバーをつける

《その他》

- 貴重品や家財道具に十分な注意を払う
- 騒音に対する近隣への配慮
- 夜間作業は行わない（休日など）
- 悪天候での作業は行わない
- 切断処理するモノについて所有者の承諾

大規模災害時の技術系 NPO 等による支援活動について ーハード面に対する技術的支援と併せてより大切なことー

地震災害や大規模な水害など復旧復興期において、建築や土木等に精通した技術系 NPO 等による支援活動が大きな役割を果たしている。記憶に新しい西日本豪雨や今年の台風 15 号 19 号などにおいても重機を始め様々な資機材を駆使し被災地で支援活動が行われた。

これらの活動はともするとハード面の支援（家屋や道路等の修復）が目的と思われがちだが、実はそうではなく、そこが復旧復興等の業務を行う業者と技術系 NPO 等とその使命が著しく異なる点である。

そのことを含め技術系 NPO 活動についての要点

【共助の重要性】

災害発生後、様々なセクターによる住民（被災者）への支援があるが、その隙間でどうしても取り残される人が出る。発災直後は命の危険性から救出された住民がその後、希望をもって生きるためには、生活の再建を目指し、その制度や公助だけでは補えないことも多く、精神的な面も含め、共助や外部からの支援を受けることにより元気（希望）を取り戻すことが多い。

【技術は対話へのツール】

被災し日常が崩壊し、元の生活を取り戻そうとする中で様々な課題がある。その課題は技術があれば取り除くことができるものもあり、その技術によって先の見えない心の負担をわずかばかりでも和らげることができる。しかしどの場面においても技術は、住民との対話ツールに過ぎないということ忘れてはならない。

【よき助言者たれ】

すべての支援活動は、被災した方々が生活再建を目指し、そのために必要な情報や手段、様々な選択肢を得ることができるようになることが望ましい。本来そこに支援する側の都合は存在しない。生活の再建にはいくつかの選択肢がある。その選択肢を提示（提供）する際の基本的な立ち位置は“住民が生活再建過程における様々な選択肢を知らずに損をすることがないようにすること”が目的であり、支援する側の技術や考えを一方向的に押し付けるなどしたりすることがないように、十分に配慮しなければならない。技術的な知識をもって選択肢をひとつでも多く示し省力化・効率化にとられず、住民目線に配慮することは極めて大切なことである。

【災害 VC と民業との関係】

様々な理由により社協系災害 VC の活動範囲が限られる中、技術系プロボノの果たす役割は大きい。社協系災害 VC では様々な経験や技術をもった個人ボランティアが登録するが、その持っている特性を活かすだけの調整機能を持っていないことが多い。そのため、災害 VC の活動の内容は誰にでも対応できる活動に限定せざるを得ないことが多い。

一方、技術系プロボノは平常時から建設業等の仕事を生業にしており、被災した建物などの特性を

理解し、災害 VC では対応しがたい住民からの要望に対して、自らの知識と技術を活かして、住民の生活再建を支援することは多々ある。水害を例にとれば、被災した家屋の床を剥ぎ、泥を出す作業を仕事として行う業者はもともと存在しないことから、懸念される民業を圧迫することはない。ただし、この場合であっても、技術は課題解決の一つの手段（方法）でしかないことを理解し、住民が自らの生活の再建を描くためのサポートに過ぎないことを忘れてはならない。床を剥ぎ泥を出すのが目的ではなく、床を戻しその後の生活の在り方までをイメージできる活動でなければならない。

【安全衛生管理】

技術系 NPO 等が行う活動については、その関わる技術の基となる業務の領域において、それぞれに必ず安全基準が設けられている。災害救援の場においては、危険要因が複雑化するため単一の業種だけでの対応が困難である。そのことは、業務として存在するすべての枠組みを超えて多様な業種のプロボノが連携し協働することが望ましい。その業種とは、建設（建物等）・土木（土砂崩れ）・林業（流木等）・造園業（外構）・製造業（車両等）などが考えられる。

【応急危険度判定】

地震災害時に行政が行う応急危険度判定において、赤紙「危険」・黄紙「要注意」家屋への対応について、社協系災害 VC では、その危険要因の認識（知識）や対策（危険除去）が極めて困難であるため、それらの建物への支援は原則不可とされることが多い。

その対応策として、技術系プロボノを積極的に活用し、危険性の認識とその除去について対応できる体制を災害 VC の機能として持つこと。この場合、災害 VC と技術系プロボノの双方が被災地支援について同じ価値観を持ち、お互いの特性（得手不得手）を理解し合うことにより連携が実現する。

【安全への拘り】

応急危険度判定（余震等による二次災害への危険性）は、地震災害のみ実施されることから、水害では建物の応急危険度判定がなされない。土砂災害などの現場では建物の安全性を判断する者が実質いない状況で社協系災害 VC のボランティアによる活動が行われている現状がある。そのため、安全性の確保について判断できる技術系プロボノなどが関わることで、より安全な活動につなげていくことができると考えられる。被災地支援の現場で最も優先されることは常に「安全」であり、これを超えて優先されるものは存在しないことを誰もが認識し、そのことを常に意識しながら活動を行わなくてはならない。

社協系災害 VC と技術系 NPO 等が連携することにより、より難易度の高いニーズへの対応は、通常行っている活動に対しても、その安全性をさらに高めることができると確信する。

※ 技術系 NPO 等：団体。災害経験豊富なボランティアや技術系プロボノで構成される。災害時は被災地に拠点を構え、社協系災害 VC や他の NPO と連携を図りながら活動している。

※ 技術系プロボノ：個人。災害系 NPO や災害 VC にて活動している技術経験者。

災害救援活動における重機の活用について

《はじめに》

- 一般ボランティアによる活動が安全に行えるようにサポート（補完）する
- 一般ボランティアによる活動が無駄なく発揮できるようにサポートする
- 重機を使用して復旧作業を行う民間業者との立場の違いを明確に理解すること
- 重機を使用して復旧作業を行う場合は当該地区の現場責任者と意思疎通を図ること
- 重機を使用した作業にスピードは求めない
- 効率よりも安全を優先すること
- 人命救助・行方不明者の捜索は最優先とする

《重機について》

- 整備された重機
- 重機サイズは概ね3トン未満（バケットサイズで0.1 クラス）
- バケットの場合は平爪を用いる
- クローラーはゴム仕様又は金属の場合は
ゴムで保護されたものを使用する
- 瓦礫や流木の撤去活動にはフォークが有効
- 使用後は洗浄を心がける
- 始業点検とメンテナンスを心がける
- キャビン型よりキャノピー型のほうが死角が少ない

《オペレーターについて》

- 厚生労働省が定める資格保有者であること
- 経験豊富で確かな操縦技術
- 重機の性能をよく理解していること
- 操縦技術の丁寧さと確実さ
- 土木や建築の知識と経験
- 安全に対する心構え
- 一般ボランティアに対する安全への配慮と気遣い

《操作上の注意点》

- 重機の作業範囲内には一般ボランティアが立ち入らないようにする
- 走行する場合は前後左右を必ず確認してから行う
- 重機の積み下ろしには専用車両かダンプに積む場合は
必ずブリッジを使用する
- 重機の積み下ろしは常に安定した場所で行う
- 操縦席から降りる場合には必ずエンジンを停止する
- 操縦席から乗り降りには必ず手すり等を掴み、重機側を向いて行う
- 飛び乗り飛び降りの禁止
- やむを得ず重機周辺にボランティアが立ち入る場合には必ずエンジンを停止する
- フォークを使用する場合など貴重品や家財道具に十分な注意を払う
- 掘削する場合には埋設された電気ケーブルや上下水道に注意を払う
- 夜間作業は行わない
- 悪天候での作業は行わない

《服装等》

- 活動に適した服装
- ヘルメットの着用
- ホイッスル
- 安全靴

重機の持ち込み問い合わせに対する対応マニュアル

重機

重機はいろんな名前で呼ばれています。
ユンボ パワーショベル
バックホー ショベルカー
などなど、もっとあります！



通常の支援活動であれば、重機サイズは0.5トン～4トンクラスが、小回りも利きき、宅地周りなどに有功です。

2トン重機についたバケットの1杯分がコンマ1 (0.1立方米)



アタッチメント

フォーク・ハサミ

モノをつかむ時



バケット

砂や泥をすくう時
災害支援活動では
先が平らな
バケットが多い

重機のサイズについて

重機のサイズは、重機の重さや作業機の容量で表現されます。

重量表現

1トン、2トン、3トン、3.5トン、4トン

容量表現

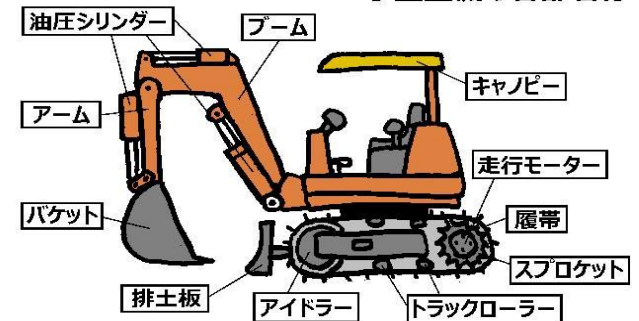
コンマ1、コンマ2、コンマ3、コンマ4

(コンマ1 = 0.1立方米 = 2 or 3 トンクラス)



車体数字の20は2トン、30は3トンの意味

小型重機の各部名称



第2回災害ボランティアセンター運営支援者研修

- ◇ 趣 旨 令和元年東日本台風災害に対応した災害ボランティアセンターは、県内外の社会福祉協議会職員、ボランティアにより支えられ、被災者支援に大きな役割を果たしました。
設置された災害ボランティアセンターでは、「技術系」と呼ばれる、住宅などの専門的な技術をもつ NPO・NGO と連携・協働し、それぞれの強みを活かした活動を展開することが求められました。
今後は、社協をはじめとする運営支援者も最低限必要な住宅などに関する知識を学ぶとともに、被災者を支援することに対する想いを共有することで、より一層スムーズな連携・協働を進めていかなければなりません。
そこで、災害ボランティアセンターを立上げ、運営をしていくスタッフが、今後起こりうる災害に備えて必要なスキル・ノウハウを学び、他機関と円滑に連携・協働できるようになるために開催します。
- ◇ 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会、長野県内社協職員連絡協議会
- ◇ 日 時 【伊那会場】令和2年12月7日（月）、8日（火）
【長野会場】令和2年12月22日（火）23日（水）
1日目 10:00～16:00 2日目 10:00～15:00
※両日程、同内容になりますが、プログラムの変更・短縮の可能性があります。ご承知おきください。
※基本は全日程の参加になります。部分的な参加は事務局へご相談ください。
- ◇ 会 場 【伊那会場】かんでんぱぱ くぬぎの杜カルチャーハウス
(伊那市西春近 5681)
【長野会場】長野県社会福祉総合センター講堂(長野市若里 7-1-7)
- ◇ 対 象 市町村社会福祉協議会職員、NPO・NGO、災害支援関係団体、ボランティア団体、災害支援に関心のある方
- ◇ 定 員 各回会場参加 40 名(オンライン参加 20 名)
※申込の状況により、別会場を案内させていただく場合があります。
- ◇ 講 師 黒澤 司 氏(公益財団法人日本財団災害支援チーム・シニアオフィサー)
吉村 誠司 氏(一般社団法人 OPENJAPAN 理事)
前原 土武 氏(災害 NGO 結 代表)
石井布紀子 氏(NPO 法人さくらネット 代表理事)
- ◇ プログラム 別紙プログラムをご確認ください。
※内容は変更する場合があります。ご了承ください。

- ◇ 参加費 無料
- ◇ 申込方法 令和2年11月30日(月)までに下記URLよりお申込みください。
Google フォームを利用しています。
参加申込みフォーム URL : <https://forms.gle/H4nV38An9u3rSVrp6>
- ◇ その他
 - (1) 昼食は各自でご準備ください。
 - (2) 本研修に係る個人情報は、本会の「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。受講者の相互交流のため、受講者に対し受講者氏名・所属機関等についての情報提供を行います。
 - (3) 当日は消毒液・参加前の検温等の新型コロナウイルス感染症対策には十分配慮して運営します。参加される方につきましても、当日は、事前検温・マスク着用などの対策をお願いします。
 - (4) 37.5℃以上の発熱がある方、せき・息切れ・強いだるさなどの症状がある方、頭痛・のどの痛み・嗅覚味覚障害がある方、マスクなど用意ができない方には、当日のご参加をお断りする場合がありますのでご承知おきください。
 - (5) 自然災害や犯罪予告等により参加者の安全を確保できないと判断し、本研修を中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページに掲載して通知しますのでご確認ください。
- ◇ 問合せ先 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター(担当：小林)
Tel : 026-226-1882 Fax : 026-228-0130
E-mail : vcenter@nsyakyo.or.jp